

平成20年

第2回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成20年11月21日  
国保会館5階大会議室



平成20年第2回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成20年11月21日（金曜） 午後1時00分開会

出席議員（26名）

1 西川 将人	2 渡辺 孝一
3 石崎 大輔	4 高橋 正夫
5 清水 雅人	7 中橋 友子
8 大場 博義	9 西尾 正範
11 西田 篤正	12 脇 紀美夫
13 細川 昭広	14 武田 勇美
15 牧野 勝頼	16 成瀬 勝弘
18 藤倉 肇	19 谷口 徹
20 脇本 哲也	21 佐古 一夫
22 藤原 勝子	23 松井 宏志
24 竹田 和雄	25 山田 勝磨
26 田苅子 進	29 大竹 秀文
30 畑瀬 幸二	31 中島 滋

欠席議員（3名）

6 野尻 清	17 上田 文雄
27 北川 健司	

説明のため出席した者

広域連合長	大場 脩
副広域連合長	谷川 弘一郎
代表監査委員	野 昭夫

広域連合事務局長	瀬川 誠
広域連合事務局次長	齋藤 昇
広域連合事務局次長	進藤 理
広域連合事務局調整担当課長	佐藤 哲司
広域連合事務局総務班長	本間 千晶
広域連合事務局企画班長	古郡 修
広域連合事務局資格管理班長	渡邊 哲生
広域連合事務局医療給付班長	高本 典靖

広域連合事務局電算システム班長	倉 沢 忠
広域連合事務局電算システム班	
ネットワーク担当係長	澤 口 岳
広域連合会計管理者	森 司

---

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	佐 藤 哲 司
議会事務局次長	古 郡 修
議会事務局書記	白 潟 真 弓
議会事務局書記	渡 辺 公 嗣
議会事務局書記	及 川 啓 明
議会事務局書記	三 浦 純 哉
議会事務局書記	赤 松 拓 也

---

議事日程（第1号）

- 日程第1 議席の指定
  - 日程第2 会議録署名議員の指名
  - 日程第3 会期の決定
  - 日程第4 諸般の報告
  - 報告第3号 例月現金出納検査結果報告（平成20年1月分～9月分）
  - 日程第5 議案第14号 北海道後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案
  - 日程第6 議案第15号 平成19年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
  - 日程第7 議案第16号 平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
  - 日程第8 議案第17号 北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
  - 日程第9 議案第18号 平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第2号）
  - 日程第10 選挙第1号 選挙管理委員の選挙
  - 日程第11 議案第19号 北海道後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則案
  - 日程第12 議会運営委員会所管事務調査について
- 

会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午後1時00分開会

◎開会宣告・開議宣告

○議長（畑瀬幸二） これより、平成20年第2回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は26名で、定足数に達しております。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 議席の指定

○議長（畑瀬幸二） 日程第1 議席の指定を行います。

議席につきましては、議会運営委員会の決定事項として、原則として、市長、町村長、市議会議員及び町村議会議員の区分ごとに、後方から年長順とすることとされ、任期満了により欠員となった議員の議席は、補欠選挙が執行されるまでは議席番号を変えずに空席とし、補欠選挙の執行後、最初に招集された議会において、補欠選挙を行った区分について、後方から年長順に議席を指定し直すこととなっております。

今般、当広域連合議員の選挙が執行され、新たに3人の議員が当選されましたことから、会議規則第4条第1項及び第2項の規定に基づき、町村長及び町村議会議員の区分について議席を変更いたします。

議席につきましては、ただいま御着席のとおり指定します。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（畑瀬幸二） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、佐古一夫議員、山田勝磨議員を指名します。

◎日程第3 会期の決定

○議長（畑瀬幸二） 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日1日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（畑瀬幸二） 日程第4 諸般の報告を事務局長からいたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤哲司） 御報告申し上げます。

地方自治法第121条の規定によります説明員は、印刷物に記載のとおりでございます。

また、議会に提出されました案件の数につきましても、印刷物に記載のとおりでございます。

さらに、報告第3号 例月現金出納検査結果報告の平成20年1月分から9月分までを配付いたしております。

なお、本日の会議に、野尻清議員から遅刻する旨の、上田文雄議員、北川健司議員から欠席する旨の通告がございました。

以上でございます。

◎日程第5 議案第14号

○議長（畑瀬幸二） 日程第5 議案第14号北海道後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（瀬川誠） ただいま御上程いただきました議案第14号北海道後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案につきまして、御説明させていただきます。

この条例案は平成20年9月1日付けで地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、北海道後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例、北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例並びに北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例、この3本の条例につきまして、一括して所要の改正を行うものであります。

この法律の改正の内容は、旧来、同法第203条において議員の報酬と他の委員会の委員報酬等はまとめて規定されておりましたが、議員の報酬の規定にかかわるものを分離して別の条に規定するとともに、その名称を「議員報酬」に改めるものであります。これにより、さきの3本の条例の引用条項にずれが生じたことから、現行の「第203条第5項」を「第203条の2第4項」に改めると同時に、議員に対する報酬の名称を、従来の「報酬」から、「議員報酬」に改めるものであります。それぞれの条例の内容自体に変更はございません。

以上で、ただいま御上程いただきました議案についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑瀬幸二） 質疑、討論の通告はありませんので、これから議案第14号を採決します。

議案第14号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第15号

○議長（畑瀬幸二） 日程第6 議案第15号平成19年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（瀬川誠） ただいま御上程いただきました議案第15号平成19年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてにつきまして、御説明をさせていただきます。

平成19年度は、本年4月1日からの後期高齢者医療制度の円滑な実施に向けた準備の年でありました。電算処理システムや条例の整備などの様々な諸準備、更には被保険者となる方々を始め関係する皆様への周知など、市町村や北海道と連携しながら取り組んでまいりました。

それでは、別冊でお配りしております平成19年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算書により説明をさせていただきます。

まず、2ページを御覧ください。

一般会計の歳入の合計であります。予算現額37億2,339万1,000円、歳入決算額30億6,984万6,779円、歳出決算額29億5,306万5,586円、差引き残額が1億1,678万1,193円となっております。

3ページ、歳入合計であります。予算現額37億2,339万1,000円、収入済額30億6,984万6,779円、予算現額と収入済額との比較であります。収入済額が6億5,354万4,221円下回っております。

次に、4ページ、歳出合計であります。予算現額37億2,339万1,000円、支出済額29億5,306万5,586円、予算現額と支出済額との比較で7億7,032万5,414円となっており、歳入歳出の差引き残額は1億1,678万1,193円となっております。

歳入及び歳出において、予算現額と執行額に大きな差が生じている要因でございますけれども、被用者保険の被扶養者であった方にかかわる保険料の凍結相当額に充当するための財源であります歳入の高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金の交付額が予算額に比べ6億6,274万8,300円減額となったことに伴って、歳出における後期高齢者医療制度臨時特例基金への積立額を併せて減額したことによるものが主な要因でございます。

なお、本道における保険料の凍結相当額はおおむね12億円程度であり、国からの交付額に不足は生じていないところでございます。

次に、5ページの歳入の主なものについて、御説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金は180の構成市町村からの事務費負担金で、13億8,027万5,000円となっております。

次に、10ページ、2款国庫支出金の1項国庫補助金につきましては、広域連合の電算処理システム整備と、先ほど説明いたしました被扶養者の保険料凍結にかかわるものを合わ

せて13億7,353万7,700円となっております。

また、4款諸収入の2項雑入におきまして、広域連合の電算処理システムの整備に要する一時的経費にかかわる市町村の事務費負担金相当分につき、財団法人北海道市町村振興協会から3億円の助成があったところでございます。

続いて、12ページ、歳出の主なものについて、支出済額を中心に御説明をいたします。

1款議会費につきましては、支出済額が367万5,323円となっており、19年度に行いました臨時会と定例会それぞれ1回の開催に要した経費であります。

不用額134万3,677円につきましては、費用弁償が予算積算時に比べ低かったこと、使用料のかからない国保会館を議場としたことによるものであります。

2款総務費の1項総務管理費のうち一般管理費については、各市町村などからの派遣職員33名にかかわる人件費、制度開始に向けた被保険者証などの印刷費や郵送料、また広報経費や20年度の保険料軽減のための積立金など16億5,630万4,267円を支出しております。

不用額が7億6,265万733円と多額に上っておりますが、このうち6億6,274万8,300円は先ほど御説明しました被用者保険の被扶養者であった方の保険料凍結相当額にかかわる国からの交付金の減額による基金への積立金の減によるものでございます。

同じく1項総務管理費の事務所管理費では、現事務室への移転にかかわる経費や清掃などの委託料として568万6,071円を支出しております。

次に、電算システム費ですが、システムの導入や広域連合独自の修正などにかかわる経費について、9億8,702万8,517円を支出しております。

このほか総務費では、14ページにありますとおり、2項選挙費として選挙管理委員の報酬などで18万1,940円、3項監査委員費として監査委員の報酬などで17万4,057円を支出しております。

次に、15ページの3款公債費ですが、資金不足による一時借入金の利息として1万5,411円を支出しております。

また、4款予備費では、年度末における総務管理費の不足を補うために84万円の充用を行っております。

5款諸支出金は、収入のところで御説明いたしました北海道市町村振興協会からの助成金3億円を179市町村へ交付したものであります。

以上、平成19年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定議案について御説明を終わります。

なお、本議案につきましては監査委員の審査に付し、その意見書が提出されております。

よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（畑瀬幸二） これより、議案第15号に対する質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

細川昭広議員。

○細川昭広議員 平成20年第2回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会に当たり、広域議員として通告に従い順次質問をいたします。

議案第15号平成19年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算についてお



伺いをいたします。

最初に、決算では予算現額37億2,339万1,000円で支出額は29億5,306万5,586円とし、不用額を7億7,032万5,414円としておりますが、不用額の内容について伺いをいたします。

次に、監査委員からの決算審査意見書の中で、科目間の流用が多く見られることが指摘されておりますが、具体的な内容と20年度の見通しについて伺います。

また、科目間の流用の要因として、国の制度改革の見直しを挙げていますが、今後の国の動向をどのように把握しているのか、伺いをいたします。

次に、総務費の一般管理費であります。

成果説明書では、新聞・テレビ等マスコミ媒体での広報、ポスター・リーフレットの作成及びホームページへの広告資料等で後期高齢者医療制度の周知等広報経費の決算額2,729万6,897円としておりますが、具体的な内訳と周知効果について伺いをいたします。

また、広域連合の広報活動と180市町村の広報活動の相違など、道民の意識の分析をどのようにされたのか、伺いをいたします。

さらに、国の制度変更等による広域連合としての広報は、19年度と20年度の相違や工夫などについても伺いをいたします。

次に、電算処理システム費であります。

成果説明書では予算現額9億9,288万7,000円で決算額9億8,702万8,517円とし、585万8,483円の不用額がありますが、内容をお伺いいたします。

また、電算処理機器（広域連合内・市町村）、L G W A N接続設備等賃借及び電算処理回線利用料などシステム利用にかかわる経費の決算額1億4,644万2,467円。市町村電算処理機器設置、電算処理構築、システム操作研修などシステム導入にかかわる経費の決算額8億4,058万6,050円としておりますが、具体的な電算処理システム費の内訳について伺います。

さらに、電算処理システムのトラブルの有無や影響、20年度の電算システム費の見通し、併せて制度変更によるプログラムソフトの開発経費など、21年度予算の考えについても伺いをいたします。

次に、関連をして、広域連合電算システム導入経費を北海道市町村振興協会から3億円助成されておりますが、使途内容、今後の見通しについても伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（大場脩） 細川議員の御質問のうち、今後の制度見直しの見通しにつきましては、私からお答えをさせていただきます。

他の部分につきましては、事務局長からお答えをいたします。

それで、今後の運用制度の見直しについてでございますが、来年1月には自己負担限度額の特例など、4月からは保険料の軽減対策の実施が予定をされております。

これら以外の見直し、検討課題につきましては与党プロジェクトチームにおきまして、保険料の軽減判定を個人単位で行うこと、保険料の年金からの徴収の対象要件の引上げ及

び被用者保険の被扶養者の保険料負担、都道府県の在り方などが、関係機関の意見等を聴取しながら引き続き検討することとされております。

このうち、保険料の年金からの徴収の対象要件につきましては、11月18日の与党プロジェクトチームにおきまして、21年4月からは口座振替と年金からの徴収との選択により保険料の納付ができるようにするとされたところであります。

いずれにいたしましても、今後とも国民の医療に対する不安の解消を図り、高齢者医療の円滑な運営についてきめ細かな措置が講じられるものと考えており、またこれらの施行に伴う財源措置につきましては、国において責任を持って対応していただけるものと考えております。

また、市町村国保を都道府県単位に再編し、後期高齢者医療制度と一体運営させるという舩添大臣の私案が提起されるなど、今後の国の医療制度関連の動向につきましては、大規模な制度改革も想定をされますことから、引き続き注視をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 事務局長。

○事務局長（瀬川誠） 私のほうから、細川議員の御質疑の残りの部分についてお答えをいたします。

まず、その前に、大変申し訳ございませんでした。先ほどの議案の提案説明の中で、議会費につきまして、臨時会と定例会、それぞれ1回と申し上げましたが、臨時会1回と定例会2回でございました。御訂正をさせていただきます。

それでは、お答えをいたします。

まず、平成19年度の不用額に関してでございますが、主なものとしたしましては、被用者保険の被扶養者であった方の20年度分の保険料にかかわる軽減相当額に対する国庫補助金の交付額が、予算積算時の20億1,000円から6億6,274万8,300円減額の13億3,725万2,700円となりまして、歳出の総務管理費において積立金の額が変更となったことによるものでございます。

これにつきましては、国の所要額調べの時点では、実数が全く把握できないということもございまして、実際の見込みに比べ多めに積算されるような仕組みになっていたものでございまして、国からはこの20億1,000円に所要の調整係数を乗じた額が交付されたということから、大幅な減額になったものでございます。

なお、提案説明でも申し上げましたとおり、保険料の凍結相当額といいますのは、おおむね12億円程度でございますので、国からの交付額に不足は生じておりません。

また、このほか不用額の主なものとしたしまして、各種帳票につきまして、印刷からインターネット上の掲示によるダウンロードへの切替えあるいは被保険者証の仕様変更による単価の減、郵送料の割引該当などによりまして、総務管理費で9,990万2,433円の不用額が生じております。

続きまして、科目間流用でございますが、主なものとして、総務管理費の一般管理費において、当初、需用費、印刷製本費として執行する予定でございました被保険者証などの

印刷業務を、封入・封かんも含めた委託業務へと切り替えたことによりまして、需用費から委託料へ2,411万7,000円を流用させていただいております。

また、同じく総務管理費の電算処理システム費において、当初想定をしていなかった業務の委託を行う必要が生じたことから、同目の需用費及び使用料などから2,734万円を流用しております。

こうした不用額あるいは予算流用が生じたことは、運営する側にとって大変申し訳ないと思っておりますが、制度の詳細が不明なまま予算編成を行わざるを得なかったという状況ですとか、予算編成時に想定し得なかった業務を行う必要が生じるなど、やむを得ない面もあったものと考えているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、今年度におきましては、現在のところ、このような予算流用は見込まれておりませんが、今後も引き続き業務の執行に当たっては十分留意してまいりたいと存じます。

次に、平成19年度における広報の内容とその効果ということでございます。広域連合としては、テレビのスポットCM、新聞への広告掲載、リーフレットの作成・配布、また北海道や市町村の発行する広報誌への原稿提供などを行ってきたところでございます。

それぞれの費用でございますが、テレビスポットCMは12月中旬から一月間で約670万円、新聞広告は3回の掲載に約720万円、広域連合として行った説明会につきましては約60万円でございます。

これらの効果でございますが、CMの放送又は新聞広告の掲載、そういったものの後に、市町村あるいは私ども広域連合へ相当数の問い合わせもございまして、制度自体の認知度は大きく高まったのではないかと考えているところでございます。

次に、広報活動に関する道民の認識等についての御質問でございますが、広報につきましては、広域連合では被保険者全体にかかわる一般的な広報として新聞広告などを活用し、それぞれの市町村におきましては、地域の実情に応じたよりきめの細かい広報として説明会あるいは出前講座、更には市町村広報を活用するという役割分担の下で行ってきたところでございます。

しかしながら、年度途中で行われました制度変更などもございまして、周知が十分かといえますと、まだ十分ではなかったという面もございまして、今後、より緊密な連携を図りながら進めていきたいというふうに存じます。

次に、19年度と20年度との広報の相違などについてでございますが、19年度には一般的な制度のほか、被扶養者などにかかわる制度改正を含め、広報活動を進めてきたところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、具体的内容の理解といえますのはまだまだ十分ではないと考えておりますので、20年度におきましても引き続き今後予定される制度改正の周知だけでなく、制度の一般的な広報にも力を入れていきたいと考えております。

また、被保険者の皆様からのお問い合わせの内容が個々に異なりますことから、個別の相談体制等の充実も大切と考えまして、重点的に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

さらに、20年度からは新たに北海道と連携をいたしまして、北海道内のコンビニエンスストア約900店舗にリーフレットの配置をお願いするなど、広く制度の周知を図ってきたところでございます。

続きまして、電算処理システム費585万8,483円の不用額の内容についてでございますが、これは、システム用の消耗品の入札による減あるいは回線使用料の契約単価の減などによるものでございます。

次に、システム使用にかかわる決算額とシステム導入にかかわる決算額のそれぞれの具体的な内容についてでございます。

まず、システム使用にかかわる部分、1億4,644万円の内訳でございますが、これは翌年度以降も継続して経費が発生する経常的な費用でございます。具体的に申し上げますと、広域連合内の機器等の賃貸借契約が2,506万8,000円、市町村の機器等の賃貸借契約が8,816万8,000円、行政専用ネットワーク、いわゆるL G W A Nと呼ばれているものでございますが、これの接続設備等の賃貸借が286万4,000円、通信回線利用料等の通信運搬費が1,253万6,000円、消耗品費等が1,780万4,000円でございます。

次に、システム導入にかかわる部分、8億4,058万6,000円の内訳でございますが、これは、翌年度以降には経費が生じない臨時的な経費でございます。主に委託費がこの部分に該当いたします。

具体的には、電算処理構築業務委託が4億2,574万7,000円、市町村電算処理機器設置業務委託が2億790万円、市町村ネットワーク調査等のコンサルティング業務が3,150万円、トンネリング通信と申しますが、先ほどのL G W A Nの中に、仮想の伝送路を構築する業務でございますが、これを実現させるために何度か市町村のネットワーク機器等の設定変更を行いまして、それらの業務委託が合計で1億1,392万5,000円、システムの北海道の運用に合わせました独自変更、カスタマイズと呼ばれているものでございますが、これの業務委託が4,935万円、道内の14支庁の単位で行いました研修の職員旅費が60万4,000円でございます。

続きまして、電算処理システムのトラブルの有無や今後の見通しについてでございます。まず、標準システムに関連したトラブルでございますが、これにつきましては、システムそのもののふぐあいに伴うトラブル等は現在のところは発生してございません。

しかし、本年6月の保険料算定時でございますが、市町村からの税のデータの内容に一部不備がございまして、標準システム上に正確に取り込みを行うことができず、結果的に保険料の過小算定あるいは過大算定をした市町村もございました。これは標準システム上の問題ではなく、市町村からの標準システムへのデータ送信に際しまして、間違ったデータが連係されたために発生したものでございます。私どもとしては今後このような誤りが生じないように、市町村から送信されるデータについては十分な検証をしていきたいと考えております。

次に、20年度の電算処理システム費の見通しでございますが、本年4月から制度を開始したところでございまして、電算システムにつきましても既に定常的な運用をしているところでございます。したがって、当初予算の範囲内で計画どおり執行できるという見込みでございます。

続きまして、制度変更によるシステムのプログラム変更についてでございますが、これまでも例えば今年の8月には保険料軽減対策の際に行っているところでございます。ただ、その手法といたしましては、国のほうで修正プログラムを作成し、全国の各広域連合に送付をし、その送付修正プログラムを広域連合のシステムに適用するといった流れで対応し

ているところでございまして、私ども広域連合において、独自にプログラムの修正・開発を行ったわけではございません。

今後におきましても、制度変更に伴うプログラム変更については、国においてその修正プログラムを作成するということになると考えており、その経費につきましても国の責任において措置をされるというふうと考えております。

ただ、広域連合として、標準システムの北海道の運用に合わせた私どもの事情で行う独自変更、いわゆるカスタマイズにつきましては、21年度においても必要額は計上する予定でございます。

それから、最後になります。北海道市町村振興協会からの助成金についてでございます。電算処理システム費の中で、電算処理構築業務あるいは市町村のネットワーク配線業務等、平成20年度の制度開始に向けました道内の市町村のネットワークを含めた広域連合電算処理システムの構築に係る経費に相当する市町村事務費負担金部分につきまして、市町村振興協会のほうから3億円の助成金の交付を頂いたところでございます。

本来でございましたら、この助成金は、各市町村ごとに、その振興協会に助成申請をすべきところではございますが、市町村の事務軽減を図るため、私ども広域連合がその一連の事務処理をさせていただいたところでございます。

この3億円の使途内容につきましては、市町村の事務費負担金を軽減するため、札幌市を除きます179市町村に対し支出をさせていただいたところでございます。

また、今後の見通しについてでございますが、この助成金は平成19年度限りの臨時的な助成というふうになっているところでございまして、今後については助成を受けられるという見込みは今のところはございません。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 細川議員。

○細川昭広議員 それでは、再質問は自席からさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最初に、決算の不用額でございますけれども、中身については理解をさせていただきました。初年度ということで、大変煩雑だったことだろうというふうには思っております。そういった意味では、次年度からきちっとしていくというふうに先ほども御答弁もございましたので、20年度まずしっかりやっていただきたいということと、それから監査委員からの決算の審査の意見書の中で、科目流用につきましても同じことが言えるのかなど、今お聞きして分かりましたので、その辺につきましては、先ほどと決算の不用額と同じように科目流用につきましてもしっかり取り組んでいただきたいなど、このように思っております。

それから、国の制度の見直しということで、動向を広域連合長からお話があった、御答弁をいただきました。様々な形でいいものに仕上げていくということが大事になってくるのかなというふうに思っておりますし、またそのことによって制度が改正をしていくというのは、これからもあるというふうに私も伺っております。そういった意味では、広域連合としても、国の動向を的確にとらえて、研究するというのも一つの考えがあるのでは

ないかなとも思いますので、これについてもお聞きしたいと思います。

それで、総務費の一般管理費でありますけれども、道民の皆さんに周知をしていただいて、各自治体が更にきめ細かに周知をしたわけでございますけれども、その制度変更の中に、先ほどもありましたとおり、特別徴収から口座振替という形になっていく中で、周知の仕方も自治体によっては若干違っていた、ばらつきもあったのではないかなというふうには私は認識をしているわけです。その意味で、まず、これ質問ですけれども、この特別徴収になって年金天引きから口座振替に変更した後期高齢者の方、まず特別徴収対象者数とそれから口座を振り替えた人数、それから率が分かれば、お伺いをしたいと思います。

それから、広報活動で180市町村の総括、相違をお聞きをしましたけれども、役割分担をきちっとされているということでございますけれども、一時は大変担当に、私どもの市でも多くの市民の皆さんや御家族、後期高齢者や家族の皆さんから問い合わせが多くて苦慮しながら懇切丁寧にやりましたけれども、最近はそういった問い合わせも以前よりも少なくなったということでございますが、いずれにしても先ほどお話が御答弁にありましたとおり、まだまだ周知をされても届いていない後期高齢者、御家庭、家族があるのではないかなというふうに思いますけれども、21年度も、19年、20年度、今お聞きしまして、役割というお話がありましたけれども、なお一層この予算にどう計上していくのかということがありますけれども、この広報の仕方の役割も含めた考え方を、21年度についてお伺いをしたいと思います。

それから、電算処理システムの関係でございますけれども、不用額についてはよく理解をさせていただきました。また、電算処理機、それから電算処理システム費の中の各内訳についてもお話がございましたので、その中で特にふぐあいはないということでしたけれども、様々なトラブルと申しますか、そういう処理するためのトラブルということよりもいろんな形の連携が、市町村との連携が上手にいついたのかなというのも実は非常に心配で、広域連合のほうから私どもに随時書類を頂くわけですが、矢継ぎ早に頂くということがあったと思うのですけれども、そういう意味では、きちっとした情報をとらまえていただいて、的確に議会に議員報告、情報を提供することも含めまして、こういったコミュニケーションと申しますか、そういった各自治体とのやり取りがしっかりやれるような形が必要だと思っておりますけれども、今後、いろんな制度変更等が考えられますけれども、この各自治体とのそういったやり取りも含めて、20年度と21年度どのようにやっていくのか、お聞きしたいと思っております。

それから、プログラムソフトにつきましては、国がまずしっかり作ったものを提供していただくという基本的なものがありますけれども、北海道専用のもも必要になった場合は、そういう経費がかかるということでございます。いずれにしても、この北海道独自のものが、北海道の道民又は後期高齢者や家族にとって大切なものであれば、特にやっていかなければならないと思っておりますので、この辺についてもお聞かせ願います。

それから関連をして、先ほど電算システムの導入経費についてお聞きしましたけれども、経費のうちの市町村振興協会から3億円補正をされているということで、単年度と申しますか、19年度のみということでございますが、こういった形でなくても、各市町村にお返しをするものがあればいいかなとは思っておりますけれども、負担を少しでも軽減になるのかなとは思っておりますけれども、そういった意味では、こういったたまたま北海道の市町村振

興協会からの助成でございますけれども、少しでも負担軽減になるように知恵を絞っていただいて、ほかの面においてもそういったものが今後考えられるのか、またそういったものが今のところ見通しはほとんどないのか、その辺についてお伺いしておきたいと思いません。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。  
事務局長。

○事務局長（瀬川誠） それでは、答弁は自席でさせていただきます。

まず1点目、特別徴収から口座振替に変更になった方々のことでございますが、基本的には10月の特別徴収から口座振替に変更できるというような形になっておりますが、北海道の調査で、大変恐縮でございますが、8月25日現在ということでございますが、48万3,564人の対象に対しまして、口座振替を選択された方が1万6,576人ございまして、率に直しますと3.43パーセントでございます。

それから、続きまして2点目、市町村のといいますか、広報については、21年度の予算の在り方ということでございます。私どもこれまでも先ほど申し上げましたように、一定の役割分担をしながら事務を進めさせていただいてきたところでございます。この前の政令の改正によりまして、実は広報業務については原則は市町村というような政令改正がなされていたわけでございます。ただ、私どもそうは言いましても、やはり市町村だけにお任せをするというわけにもいきませんことから、引き続きまして広域連合、市町村の役割分担を十分もう一度再確認をさせていただきながら、やはりきめ細かいものは市町村にお願いをせざるを得ませんが、法律的な部分あるいはきめ細かい制度に対する市町村に対する支援、そういったものは私どもがやってまいりたいと考えておりまして、そういった部分について必要額は計上させていただき予定でございます。

それから、電算システムのトラブル、連携の関係でございますが、確かに実は標準システム、今も毎週のように修正プログラムが私どもに送付されてきておりまして、実際問題、安定化はまだ十分していないところでございます。そういったところで、若干私どもも困惑をする部分もございますし、市町村のほうにもちょっと御迷惑をかけている部分も出てきているのかなというふうには思っておりますが、従来からシステムに関しては、専門のヘルプデスクといいますか、コールセンターみたいなものを設けまして、恒常的な疑義受付みたいなものはしておりますので、そういったものも活用させていただきながら、連携を十分にとっていきたいというふうに考えております。

それから、カスタマイズの部分でございますが、カスタマイズ、毎年度いろいろな改正あるいは私どもの運用の見直しに伴いまして所要の変更というのは当然出てくるというふうに思っておりますので、毎年度、今年も、20年度も予算は組んでおりますし、来年度21年度についても必要な予算はつけさせていただこうと思っております。

それから最後に、市町村振興協会からの助成金でございますが、当初の際には、導入時に市町村に多額の一時的経費もかかったということもございまして、宝くじ売上げを原資とする協会からの補助というものについて、市長会ですとか町村会の御理解を頂きながらさせていただいたところでございまして、これについてはとりあえず19年度という限りの

措置ということでございますので、今の段階では、この協会の助成というものについての見通しはございません。ただ、私どもやはり市町村の負担金を減らす上からも何らかの形で国庫補助だけではなく、いろいろな形での特定財源というものについての確保については、今後も工夫、検討はさせていただきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 細川議員。

○細川昭広議員 はい、理解をしたところでございます。

それで、今、特別徴収の数字を北海道8月25日の時点での数字が出ましたけれども、3.4パーセントということでございます。これマスコミ等も含めて、大変、年金から天引きをするということは何事だと、このようなことがあったわけですがけれども、こういった形でふたを開けてみますと、現時点ですけれども、3.43ということなわけですけれども、これ北海道の数字ですけれども、各自治体で最高値と最低値あると思うのですけれども、その辺のことが少し分かるのか。また、その最高と最低があるという分析、例えば私なぜ言うかということ、広報活動に問題があったのか、はたまたそういったまた違うことで、そういった数字的に開きがあるのかとか、また全国的に高い都道府県があるのか、そういったものが分かれば有り難いということと、国民健康保険のほうも口座振替になっていっているわけですがけれども、私が調べた範囲では、大変高い数字が北海道があるわけです。そういった意味で、なぜ国民健康保険のそういった特別徴収の在り方がこうだという形なのですけれども、違いがこれだけもあるのかということがあるわけですがけれども、この点について広域連合として、どのような分析、把握をしているのか。

また、この解決方法として、少しでも多くの後期高齢者の方や御家族の方に情報をきちっと提供をして、その口座振替にした場合に、こういったことがあるのかということもきちっとお知らせをしていかなければいけないのではないかなど。私はそれで、これから今、先ほど数字を聞いたのは、各自治体にこういう形の格差があるというところをきちっととらまえているのか。とらまえた結果、それをどうきちっと各自治体に広域連合として指導というか、協力といいますか、きちっとやっていくのかということが大事になってくるのではないのかなど、このように思うことから、今お伺いしております。

それから、電算のトラブルというか、修正プログラムが今も修正、修正ということで大変御苦労されていることが分かりますけれども、この件につきましてはトラブルのないように修正をしながらしていくわけですから、大変だとは思いますが、しっかりやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

また、各自治体の負担軽減につきましては、今たまたまそういう市町村振興協会からの支援があったわけですがけれども、どうやっぱりこの市町村の負担の軽減をさせていくかということも広域連合の重大な一つの課題だというふうに私は思っておりますけれども、そういった意味では、この様々な決算の中で出てきている不用額も含めて基金、これまでの連合議会で提案をさせていただいた基金の活用も含めて、しっかり自立した広域連合を作っていかなければならないというふうに私は思っております。何か国のほうを見ながら、また国の顔を見ながら、そして道のほうにお伺いを立てるような、やっぱりそういうもの



ではなく、広域連合として、しっかりやっぱり自立したそういう財源も権限も含めて、やっぱりきちっと確立していくことが、私は道民の皆さんに安心をしていただけるのではないかと思いますけれども、この点についてもお伺いしたいと思います。

○議長（畑瀬幸二） 事務局長。

○事務局長（瀬川誠） それでは、まず口座振替のほうから御説明させていただきます。ちょっと全国の状況については、大変申し訳ございません、現段階では、私ども各県の状況については把握してございません。道内の180市町村の状況で申し上げますと、確かにばらつきはございます。ちなみに、10パーセントを超えるいわゆる高い口座振替率になっている市町村が12市町村ほど、市だけで主なものだけを申し上げますと、苫小牧市が24パーセント、室蘭市が11パーセント、それから千歳市が16パーセントという、そういったところで、12市町村でございます。しかしながら、逆にゼロパーセントという市町村も10か所以上ございますので、確かにばらつきがございます。これは市町村の人口規模もあるかもしれませんが、やはり若干PRの仕方、広報の仕方の工夫というものに開きがあったのかなというような気がしているところでございます。

実は、先ほど連合長からもお話を申し上げましたが、来年の4月からは完全選択制ということになりますので、来年4月に向けての口座振替の変更については、来年早々からでも、もう年内からでも広報を始めなければいけないというような状況になっているところでございますので、こういった状況を踏まえまして、今後の口座振替については、より徹底した形で被保険者の皆様方に制度の理解が進むような連携をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、先刻からお話のある自立した運営ということについては、私どももできるだけその形で運営を進めていきたいというふうに思っているところでございます。ただ、しかしながら基本となるべき収入、財源の確保というのが、なかなか自立したものとならないというところがございます。そういったところでのジレンマというものがあありますが、いろいろな形でちょっと工夫をさせていただきながら自立した運営に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 次に、清水雅人議員。

○清水雅人議員 日本共産党滝川市議会議員の清水雅人です。

通告に従いまして質疑を行います。既に細川議員に対する答弁で重複しているものについては、その答弁を受けた質疑を行いたいと思います。

まず1件目、決算書の12ページですが、歳出の中の人件費、特にこの時間外手当をお伺いしたいと思います。20年度は1か月当たり400時間を超える方が何人かいらっしやったということでしたが、19年度はそれほどではなかっただろうという予測はつくのですが、多いときの1か月単位での個人での最高時間や多い月の平均残業時間についてお伺いをいたします。

また、この残業時間を聞く目的は、国が方針を出さないと。出されたらそれを期日に間に合わせるのに一気に残業時間が増えると。なぜ残業時間がこんなに増えるのだということをお聞きしたいということで、ただいま細川議員の質疑に対する連合長の答弁がございました。21年度に向けて政府はきめ細かな対応、また責任ある対応がされると期待をしていると考えているという趣旨の御答弁をされました。一方では、大規模な改定も可能性があって注視をしたいと、このようにも述べられました。この二つの中身というのは、全く両極端のことでありまして、再度、細川議員への御答弁は、大規模な改定もあるけれどもきめ細かなことも期待できるという何かよく分からないのですが、前定例会で、来年度に向けた減免のやり方、特に所得税の50パーセントをどういう段階で作っていくかなどについては、10月末までに国から方針が示されなければ、作業が間に合わないということが述べられていましたが、現時点で全くされていないというふうに思うのです。このままでいくと、また大残業ということが予想されるので、果たして国の体制というのは、そのきめ細かいあるいは責任あるようなものが既にもう期待できないものになっているのではないかとこのように考えますが、併せてお伺いをいたしたいと思えます。

2件目は電算処理システムで、やはり細川議員への御答弁で、流用については了解をいたしました。

ここで、ただ予算を超えて契約をされた理由は、昨年8月の臨時議会で予測していなかった事業が政府の方針であるとして出てきたということがあったということが述べられました。ここで伺いをしたいと思えます。つまり、どの程度、何と何と何が予定していなかったもので、その金額の総額は幾らなのかということでお伺いをいたします。

それと、結果として、予想していなかったことも含めて契約を終えたわけですが、契約本数、委託料が13件、使用料、賃借料で7件ございます。ところが、このうち国保連合会以外のものについては、日立製作所、いわゆる日立関係が3社、残り国保連合会が三つ、一つが財団法人地方自治情報センターというのがありますが、13項目がNTT関係の会社なのです。つまり国保の再委託を受けた日立関係か、それともNTT回線使うからNTTの子会社に随契したか、あるいは一般競争入札で落札されているということからいうと、こういった業務はそれに一番近いところの業者ではないとできないのだという非常に安易な業者選定の考え方が働いたのではないかと。今の流れは、複雑さだとか、あるいは経験だとか、そういったことでなく、一般競争でいわゆる安い費用で高い効果を得ると、ここにしっかりと進んでいくということから言えば、NTTと日立に集中させたというのは、結果としては問題があったというふうに考えますが、お伺いをいたします。

それと、落札率の問題です。99.3パーセント、99.1パーセント、98.7パーセントなど含めて、委託料では13件のうち90パーセント以上が9件。やはり随契でも90パーセント以上かと。非常に、95パーセント以上は談合の疑いが濃いとされている中で、このような高い落札率について、どのようにお考えになっているか、伺いたいと思えます。

次は、大きい3点目です。国保連合会の再委託についてですが、約8割の事業が国保連合会から日立製作所に再委託がされています。この中で、8割が再委託であれば、再委託先のその日立などシステム開発の専門のほうを元請け、つまり契約の対象にして、そして詳しい国保連合会はその補助をすると、これが本来あるべき姿だったのではないかとこのように考えますが、お伺いをいたします。

次に、人件費についてですが、この国保連合会の再委託については、プロジェクトの責任者のSEから、いわゆる検査だとか、説明だとか、そういうSEまですべて90万円という異例の積算をして行ったわけですが、再委託において幾らの人件費で再委託をしたのか、どのように把握されているか伺います。

次に、広報についてです。これについても細川議員から質疑がされて、重複を避けます。まず1点目は、パンフレットの普及枚数と対象者にきちんと届けられたのかということが1点目。

2点目は、異常な混乱だったと思うのです。この3月までに、テレビ、新聞、チラシ、郵送含めて、やれるだけやったけれども、待っていたのは3月中以降4月いっぱい、私の滝川市では連日100件以上、恐らく道内全部合わせれば、連日一万数千件の相談が来ていたのだろうというふうに考えますが、こういう中でいまだに仕組みがよく分からないお年寄りがいらっしやるのではないのかなというふうに考えますが、どのように把握をされているのか。こういう言い方をすると、お年寄りに大変失礼なのですが、どれだけ広報すれば、ほぼ皆さんが御理解いただけるというふうに考えているのかについても伺います。

さらに、毎年毎年75歳になる方がいらっしやる。平均寿命83歳として、8年間で切りかわるとすれば、60万人ですから、毎年7万5,000人ぐらいの方が入ってくるわけです。この方たちにこれまでと同じようなことをずっとやっていかなければならないわけですね。こういうことで、これまでの教訓がきちんと生かされて、来年からは入ってこられる方はもうすっきりして入ってくるというふうなことなのか。それとも、また大変な作業が引き続き広報活動で続くのか、どのようにお考えかを伺います。

5点目、広域計画の問題です。広域計画の中で一文、中のところを私が質疑で取り上げるところを読みますが、「医療費の水準は、地域における疾病の発生状況や患者の受診動向のほか、地域における医療提供体制、保健事業や介護サービスの実施状況等とも関連しており、こうした状況を踏まえ、国及び道が策定する医療費適正化計画等との調和を保ちながら、広域連合と関係市町村及び関係機関が連携して医療費の適正化に取り組む。」このような文言が入っております。それで、私は広域連合がこの方針に従って行った広報で、これはいかがかなというふうに思ったのは、これは20年3月のリーフレットです。ここに何が書かれているかといいますと、このように書かれています。全部読みませんが。最後の終末期支援のところだけお読みいたしますが、「後期高齢者の方が在宅で安心して療養生活を送られるよう、退院時の支援や訪問看護の充実、医師や看護師など医療の専門家と福祉サービスの提供者との連携により、在宅での生活を支えます。後期高齢者の方本人のみならず、家族や医療従事者と共同で、御本人の希望に沿った、安心できる終末期の医療を目指します。」ここで言っていることは、終末期は在宅で迎えていただくということにはかならないというふうに考えるものです。

この広域計画のときの質疑等ありましたけれども、結果としてこのような広報活動をされたわけですね。広域連合としてこういう入院日数短縮、つまり在宅に早くするということは、入院日数が減るわけですね。それと今読みませんでしたが、糖尿病など慢性疾患については、高齢者外来診療という診療報酬、これは青森県の医師会がすべて参加しないと。道内のお医者さんもほとんど参加しないという、こういう非常に評判の悪い診療報酬でしたが、いずれにしてもそういったもので、受診抑制が結果として起きたのではないかと、こう

というような方向の広報をされたことと広域計画の関係をどのように考えられているのかについて、お伺いいたします。

以上です。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。  
事務局長。

○事務局長（瀬川誠） それでは、逐次御答弁を申し上げます。

まず、1点目、人件費における時間外手当についてでございます。平成19年度の時間外勤務手当でございますが、総額で申しますと2,518万9,705円でございます。一月単位での個人別の最高額及び時間数でございますが、これは制度施行直前、20年3月実績の45万9,396円で、月220時間でございます。多い月の平均時間外数でございますが、これも20年3月でございます。職員一人平均67時間でございます。要因というわけではございませんが、やはりシステム関係での残業が非常に多いというふうに考えております。

それから、制度改正についての御質問でございましたが、確かに保険料の軽減の50パーセントをどうするかというようなお話につきましては、まだ正式に国のほうからお話がございます。したがって、前回も市町村連絡調整会議を11月に開かせていただいたのですが、まだはっきりした形で市町村に私どもの予算を示すことができないというような状況が続いております。現実には私どももまだ予算編成が十分にできないような状態でございます。この結果、市町村側の予算編成にもちょっと御負担をおかけするような状況になっているということで、私どもとしてはできるだけ速やかにはっきりした対応をお願いをしたいというふうに考えているところでございます。

それから、電算処理システムの関係で、予算を超えて契約した経過あるいはその理由というところでございますが、一つは市町村とのネットワーク開設につきまして、行政専用ネットワーク、いわゆるLGWANを使用して、そのLGWANの中に仮想の伝送路を構築するというトンネリング通信というちょっと難しい技法がございますが、これを行うことに、このLGWANを総括しております地方自治情報センターと調整をしながら進めてまいったのですが、なかなかちょっとうまくいかない、技術上の問題が発生したために、市町村側のネットワーク設備の設定変更作業が数度必要になったこと。それから、もう一つが、国から送付されます標準システムというものが、私どもが想定する以上に安定性に欠けているところでございまして、より確実、正確なシステム稼働を確保する上から、本番環境を適用する前に、動作確認を行う必要性が出てきましたので、テスト環境を新たに構築しなければいけないというような想定外の契約案件が生じたためでございます。こういった想定外の契約等は、具体的に申し上げますと、先ほど申し上げました市町村側の設定変更等を含めますと、総額で約1億1,400万円程度になろうかというふうに思っているところでございます。

それから、賃借、委託ともに非常に随意契約が多いのではないかとということでございます。まず、賃借について申し上げますと、賃貸借につきましては、基本となるものにつきましては、すべて一般競争入札でさせていただいております。その後、いろいろな事情から追加をして契約を結ぶ、これについては、当初の一般競争入札で落札をした業者と随意

契約をさせていただいている、そういうような状況でございます。それから、委託料につきましては、国保連合会については、後ほど、このあとお話を申し上げますが、やはり先ほど申しあげました緊急のトンネリング通信の関係の契約設定変更につきましては、当初行うことになっておりますN T T東日本の設定変更のそのまた続きというような意味合いがございますので、その関連でN T Tに随意契約をせざるを得ないというような事情がございますので、期間的に、時期的に非常に緊急を要するという部分もございましたが、そういった事情から随意契約が多くなってしまったというような状況でございます。

それから、落札率につきましては、そういった追加案件については、やはり落札率はいったん一般競争入札で落札した金額をベースにしておりますので、随意契約の落札率は高いのかなというふうに思っておりますが、具体的にはちょっと私どものほうでは、どうしてこうなっているのかということについては分からない状況でございます。ちなみに、随意契約で国保連合会の委託については、落札率は約80パーセントということで、90パーセントは切っているところでございます。

それから、国保連合会に委託をした部分でございますけれども、議会でも申し上げてきましたが、私どもの後期高齢者医療制度というのは、非常に国民健康保険制度とほぼ同じ、類似したものでございます。国保連合会というのは、長年にわたりまして国保事業につきまして共同電算事業という形で、自らシステムの整備をして、市町村から委託を受けて業務を執行してきたというような実績と経過がございます。そういう実績を踏まえまして場合、1年に満たない非常に短い期間の中で、このシステムを導入し、安定稼働ができるというのは、やはり国保連合会以外にはないだろうというようなところで、随意契約とさせていただいたところでございます。私どもも国保連合会がすべてについて直接執行で業務をしていただくということまでは想定しておりません。やはりシステム導入のうちの技術的な部分については、専門的な企業に委託せざるを得ないというふうに考えております。私どもとしては、むしろ事務局組織体制、私どもの側の組織体制の簡素化を図る上からも、これらのI T企業に対する統括管理業務あるいは調整業務、そういったかなり技術的に高度な業務について国保連合会に担っていただくということが、システム上は必要になってくるということで、国保連合会にお願いをするのが適当と考えたところでございます。

それから、その再委託につきまして、国保連合会が人件費等について再委託の経費についてどうであるかということについては、私どもも広域連合の側においては、再委託の詳細な経費については把握をしていないところでございます。

それから続きまして、人件費単価90万円積算という部分でございます。この国保連合会に対する電算処理構築業務、前の議会でも申し上げましたが、国から交付されます標準システムを導入する上で、プロジェクトを管理していったり、業務運用の設計をしたり、稼働テストあるいは全道の180市町村それぞれに散らばりまして、システム的环境設定ですとか、研修あるいは外字といたしまして、普通でない字を作り出すという、そういう字の同定作業などのデータ検証業務、数々のものがございまして、非常に多岐にわたり、そして複雑で高度な業務でございました。加えまして、特に市町村数が180という極めて多い北海道におきまして、これを實際上1年に満たない期間で導入しなければならないという差し迫った状況にございました。こうした状況で、国から標準システムの仕様が示されて、それに基づいて、私ども構築のこの業務について積算をするということになったわけでござ

ざいますが、実際、今年の2月、3月に国から示された仕様では、給付関係業務などを中心に不明りょうな部分も非常に多かったというような事情がございます。

このため、積算に当たりましては、例えばプロジェクト管理とか稼働テストなど個別の項目ごとに、非常に詳細に技術者単価についても段階性を持って見積もることが本来望ましいのかもしれませんが、ただいま申し上げましたような状況のため、非常にそういったところが難しかったものですから、国土交通省の持っております設計業務の日額単価の平均を、平均単価で総平均値を使わせていただいたというところでございます。

なお、これは飽くまでも私どもの積算上の手法でございます。議員御存じと存じますが、本積算額自体、受託する相手方は分からないわけでございます。実際のこの契約は、見積り執行の結果、先ほど申し上げましたが、8割程度でございます。90万円の8割といたしますと、約72万円程度ということございまして、これは道内の積算資料という、よく使われます積算値の平均よりも下回っているようなところでございまして、実際の契約としては適正なものではなかったかというふうに私は思っているところでございます。

続きまして、広報についてでございます。パンフレットにつきましては、4月、制度施行に向けた制度解説のためのリーフレット、これは被保険者全員に63万5,000部作成をして、被保険者証と同時に交付をさせていただいているところでございます。

それから、広報についての異常な混乱が起きて、お年寄りが多数いるのではないかなというふうなお話でございまして、確かに広域連合としては、これまで道や市町村とも連携してきめ細かく対応してきたところでございますけれども、様々な方面、特に被保険者の皆様などから制度が複雑で分かりにくいという御指摘も頂いているところでございます。したがって、制度の細部につきましては、先ほどの細川議員にもお話を申し上げましたとおり理解が十分だとはまだ思っていないところでございます。したがって、そのため今回の補正予算で提出させていただきませんが、そこで計上しておりますとおり、制度の一般的な部分の広報についても更に進めていきたいということを考えていると同時に、やはり個人々への相談体制の充実も図っていきたいというふうに考えているところでございます。

どれだけ広報すればいいかと思っているのかというような御質問もございましたが、私どもとしては、やはり医療保険制度そのものの難しさというものもございまして、毎年毎年粘り強く広報というものはやっていかなければいけないという、毎年毎年きめ細かく懇切丁寧な相談体制はとっていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、広域計画のお話でございます。広域計画につきましては、平成19年の第1回定例会でも御答弁申し上げましたが、私ども広域連合と広域連合を構成する市町村が事務処理を行うための基本的な指針として策定したものでございます。医療保険者としてなし得る範囲のことといたしまして、健康診査ですとか、レセプトの点検、医療保険者としてなし得ることをやっていくというようなものでございまして、決して必要な医療を抑制するというような趣旨はございません。入院日数の短縮ですとか、外来医療の定額化、そういったお話につきましては、これは診療報酬にかかわる部分でございまして、医療保険者としての広域連合が関与できるものではないというふうに認識をしているところでございます。

それから、議員おっしゃいました20年3月の広報パンフレット、これはちょっと私ども

もはっきりはいたしません、これは恐らく議員が御覧になったのは、政府が作った政府広報についての表現だというふうに理解をしているところでございまして、私どもが作ったリーフレット、パンフレットには、そのような記載は多分させていただいていないと思います。この政府広報につきましては、そういった部分で、私どもは政府が制度を導入したことについて、どのような考えでしたかということをお国民の皆様方にお知らせすることは、大切なことだと思っておりますので、併せて参考という形でホームページに政府広報の内容についても掲載をさせていただいているというものでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 清水議員。

○清水雅人議員 契約全体については、討論で意見を述べさせていただくということにとどめたいと思います。

人件費のことで、今後予想されることについても、来年度に向けての混乱ということで、補正予算のかかわりということでもありますので、これ以上の質疑は控えたいと思います。

ただ、広報の役割ということと広域連合の広域計画にかかわった広報ということで、再質疑をしたいと思います。それで受診抑制が起きているかどうかという認識についての御答弁がございませんでしたので、これについては答弁を頂きたいと思っております。

制度が分かりにくいのは、医療制度だからだというふうに述べられましたが、社会保険や国保にずっと入っている限りは、そういったことはないわけで、75歳になって突然変わるから、北海道で毎日のように1万件以上の相談が起きると。結局、送られてきた郵送物を見ても分からないから電話するのですよ。窓口行くのです。そういったことを、やはり謙虚に現実を受けとめるということが必要なのかなと。ですから、統計的には毎年8分の1ずつ入れ替わっていくとすれば、混乱がずっと続くと言ってもおかしくないのですよね。そういうことだというような認識を持っておられるのか。逆に言うと、テレビや新聞で出したようなことで解決する話では全然ないというふうに私は思うのですよ。だから、当然その一千数百万円出しているのであれば、市町村の事務経費に回すとか、東京に行って政府にもっとちゃんと早く分かりやすい制度にしてもらえるように要望していくとか、そういった方向に振り向けたほうがまだ費用対効果高いのかなというふうに思うぐらいなのですが、本当に広報でこういう混乱がなくなっていくのかという認識をお伺いをしたいと思います。

それと、広域計画について、これは政府のパンフだというふうに言われましたが、広域連合のホームページに載っていて、政府のものについては、括弧書きで政府が出したものだとして書いて、これは政府が出したと書いていません。これはちょっと御確認をいただきたいのですけれども、20年3月ということ。

それで、仮に政府だというふうにしても、広域連合の独自性というのはどこまであるのか。29都府県は広域計画の中に医療費の適正化という言葉入れてないのですよ。政府のひな形では入れてあったものを、なぜそれをわざわざ抜いているのです。それは、75歳になって、医療の差別があるということで、そこに懸念をして29都府県は外したわけです。29都府県が、こういう政府から来たものをそのまま被保険者、市町村に渡しているかどうか

か、それは私調べていないから分かりませんが、政府から来たから、そのまま出すということで広域連合の自主性というのは、本当に適切なのかということについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。  
事務局長。

○事務局長（瀬川誠） 答弁漏れがあったこと、申し訳ございません。受診抑制が起きていないかどうかという件につきましては、私どもとしては、今のところ判断できない状況であります。

それから、先ほど制度が分かりにくいからというようなことの趣旨で申し上げたわけではなく、医療制度というのでも分かりにくいという面もあるということも踏まえて、より分かりやすく努めていきたいという意味でございますので、私どもとしてもより分かりやすい表現あるいは説明に努めていくというふうに考えております。この意味において、被保険者の皆様方の声については謙虚に受けとめているところでございます。

それから、混乱については、最近につきましては、制度についての電話等の相談も非常に安定してきておりますが、私どもとしては毎年毎年丁寧な対応を心がけることで、被保険者の皆様の御心配はなくすように努めていきたいというふうに考えております。

それから、広域計画の関係でございますが、議員の手元にあるものはちょっと私ども分からないのですが、私どもとしては厚生労働省関係資料集というようなものも、やはりホームページ、いろいろなものを載せておりますので、そういったものの中の政府のほうのお話ではないかというふうに考えているところでございます。

先ほどもちょっと御答弁申し上げましたけれども、この広域計画というのは、事務処理を行う指針として策定したものでございます。医療費の適正化という表現を何で持ったのかということでございますが、やはり北海道、福岡県に次いで全国で2番目に医療費が高い地域ということございまして、そういった状況を考えますと、やはり医療費の伸びの適正化ということにつきましては、今後の運営の指標として明文化いただいたほうがいいだろうということに入れさせていただいたものでございます。しかしながら、本広域連合としては、医療保険者でございますので、医療保険者としてなし得ることをそれをやる中で、こういった医療費の伸びの適正化を図っていくという趣旨で、私どもは広域計画を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 清水議員。

○清水雅人議員 広報の役割という点では、これまで以上に分かりやすくやるしかないという御答弁だったかというふうに思うのですが、やはりその相談内容の特徴だとか、そういったことが一筋縄ではなかなか理解してもらえないことが多いので、非常に特異な例というのがたくさんありますから、そういったものの事例集だとか、そういったものを配ったから分かるということもないのですけれども、その制度そのものが長続きしない制度だ



というふうに言われていますから、それについてはこれ以上述べるとはいたしません。

広域計画にかかわっての広報についても、事実経過はきちっとあとで報告を私にしていただければ結構です。政府でこういうのを出しているよということではなく、私は広域連合が発行したリーフの一つとして私はホームページから拾ったという認識をしておりますから、あとで確認をして御報告いただきたいと思います。ここではこれ以上やりません。

最後に、1点だけ。受診抑制についてですが、把握していないと。これはやはり保険者として、保険者とは一体何なのかというふうに述べざるを得ないわけです。保険料の徴収率は徹底的に調べると、徹底的にやると。しかし、給付がどう行われているかについては、把握もしてないと。例えば介護保険でいうと、どちらかという、給付がどうなっているかのほうが大事なのですよ。サービスが利用されているか、ホームヘルパーがどう使われているか、デイサービスにはちゃんと行っているかと。それが、保険者として受診抑制されているかどうか把握してないと。これはあれですか、把握する必要がないというふうに考えられているのかということ、まずお聞きします。

それともう一点は、これは今の臨時国会で出された資料です。今年の4月から6月、制度が始まって3か月間で1年前と比較して、診療所、病院の外来、病院の入院、三つの項目で75歳以上と75歳未満が受診の総数、総日数が増えたか減ったかというデータです。これ、黒いのが75歳以上です。棒グラフが下に伸びているので減ったということです。注目してください。病院の外来、75歳以上は1年前よりも3か月間で10.48パーセントも減っています。これ、総日数ですから、高齢者の数は毎年増えていますよね。だから、率でいったら、もう10.4パーセントをもっと超える。十二、三パーセントいくと思うのですよ。わずか1年間で、受診抑制がこんなに起きているというのは、やはり制度改正が一番の理由だったというふうに思います。把握されていないわけですから、なぜこんな受診抑制が起きたと聞いても答弁できるのかどうか分かりませんが、一応お聞きしておきたいと思います。

○議長（畑瀬幸二） 事務局長。

○事務局長（瀬川誠） 御答弁申し上げます。

受診抑制が起きているかどうかについては、私どもでは把握できないということございまして、給付状況については把握しているつもりでは当然でございます。ただ、現時点まだ8月診療分ぐらいまでしか給付状況が入ってきていないものですから、その動向について私ども今の段階でどういう状況になっているのかという傾向と申しますか、要因みたいなものはお話しするということはできないということでございます。

受診抑制があるかどうかというような評価については、私どもはすべきものではないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） これで質疑を終わります。

これから議案第15号に対する討論を行います。

通告がありますので、本件に反対者の発言者を許します。

清水雅人議員。

○清水雅人議員 私は、議案第15号2007年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計決算認定を否とする立場で討論を行います。

2007年度は議会がない下での専決処分で始まり、2008年4月の制度開始前の全国的な混乱で終わった1年間でした。このように、地方政治が国の悪政に翻ろうされる状況で、辛抱強く事業を進められた理事者、職員の皆様に対し、まず敬意を表します。

最初に、2007年度の事業で評価できる点として、第1は、議会質疑や陳情などを受け、運営協議会が設置されたことです。公募委員や傍聴、会議録公開も実施され、議案提出や運営に大きな役割を果たしています。評価できる点の第2は、連合の議員等の日当及び宿泊費について高すぎるという中橋議員、伊東議員の提起を受け、不十分ながら11月議会で下げられたことです。この点については、職種による差の解消や1万3,000円という高い宿泊料の更なる削減を求めるものです。

しかし、以下4点の理由で、決算の認定を可とすることはできません。

まず1点目は、歳入の広域連合の運営に係る人件費、事務費等負担金の均等割を1割と設定したことにより、住民一人当たりで換算した場合、人口1,200人の西興部村が624円に対し、札幌市は一人当たり41銭と、住民一人当たりの格差は余りにも大きすぎ、合理性はありません。全国47広域連合のうち均等割そのものを採用していない東京都、岡山県、高知県の3都県を始め、7都府県が均等割を低く抑えています。1割、2割にもなる国の大幅な交付税削減の中で、小規模町村にとっての1万円、2万円が大きいことを重視して、均等割の引下げが必要と考えます。

2点目は、主な契約が随意契約で行われた結果、落札率が非常に高くなりました。委託料、使用料、賃借料の例では、19の契約のうち12が随意契約で、そのうち7件は談合の可能性が高いと言われる95パーセント以上の落札率でした。これに対して、一般競争入札は7件のうち5件が32パーセントから87パーセントと明らかに低価格落札でした。金額が最大の電算処理構築業務委託は、制度についての専門的知識が求められていることを理由に、北海道国民健康保険団体連合会と随意契約されましたが、契約制度の透明化、公正化が問われている今、札幌市の下水道電気設備工事の談合を例に出すまでもなく、複雑さや専門性を理由として、この業者でなければならないという契約理由は認められないという考え方が広がっています。今後は、一般競争入札を大原則にすることを求めます。

3点目は、国保連合会による電算処理構築業務委託のシステムエンジニアの人件費積算単価を、月額90万円としたことです。札幌市のシステムエンジニアの単価は83.3万円から52.9万円です。このシステム開発が特別に高度で幅広い技術が必要との理由に何ら根拠がないと考えられ、競争入札であれば、更に大幅に契約金額を下げられた可能性が高かったのではないのでしょうか。

4点目は、広域計画に記載された高齢者に対する医療差別の内容を、広報活動として実際に行ったことです。2007年3月のリーフレットでは、「高齢者は複数の病気にかかったり、治療が長期にわたる傾向があり、こうした特性を踏まえて、後期高齢者の方々の生活を支える医療を目指します。」と記載し、全国のほとんどの医療機関でさえ採用しなかった外来の定額医療である後期高齢者診療を宣伝しました。また、「後期高齢者の方が在宅

で安心して療養生活を送られるよう、退院時の支援や訪問看護の充実、医師や看護師など医療の専門家と福祉サービスの提供者との連携により、在宅での生活を支えます。また、後期高齢者の方本人のみならず、家族や医療従事者と共同で、御本人の希望に沿った、安心できる終末期の医療を目指します。」と記載し、在宅で人生の最後を終えることを推進する後期高齢者終末期相談支援が、いかにも高齢者を大切にする医療として推進しました。これらの記載は、2007年度の11月定例議会での答弁に反しています。答弁では、医療費適正化について、「具体的に申し上げますと、市町村が行う介護予防のための地域支援事業などと連携した被保険者の健康管理の保持、疾病の早期発見等を目的とした健康診査を実施いたしますほか、レセプトの点検あるいは医療費の通知事業、こういった医療費適正化事業に取り組んでまいりたいというふうに考えております。」と述べられました。しかし、実際に普及したパンフレットでは、政府が目指している定額制や入院日数削減と在宅医療導入を推進したのです。47都道府県のうち29都府県が政府の言いなりにならず、広域計画に医療費適正化の文言すら記載していないのは、後期高齢者医療制度は廃止すべきという圧倒的な世論を反映したものです。

全日本民医連の調査では、制度開始により75歳以上の方々の医療診療抑制が起きています。また、舩添厚生労働大臣でさえ、うば捨て山行きのバスと認めざるを得ないほど制度の矛盾は決定的です。早急に広域計画から医療費適正化の文言を除くことを求めます。

以上、4点の理由から決算を認定することはできません。

○議長（畑瀬幸二） これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第15号は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（畑瀬幸二） 起立多数であります。

したがって、議案第15号は、原案のとおり認定されました。

◎日程第7 議案第16号

○議長（畑瀬幸二） 日程第7 議案第16号平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（瀬川誠） ただいま御上程いただきました議案第16号平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算につきまして、御説明をさせていただきます。

これは、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,678万1,000円を追加するものであります。

補正の内容であります。初めに、歳入の6款繰越金の増額は、先ほど御説明いたしました平成19年度決算の確定に伴うものでございます。

続いて、1款分担金及び負担金、1項負担金の減額は、確定した前年度繰越金のうち6,000万円を本年度の市町村事務費負担金の減額に充てるものであります。

次に、歳出の1款議会費60万円の追加は、新たな軽減など国の特別対策実施のため7月に臨時議会を開催したことに伴い、今後不足が見込まれます経費を増額するものであります。

また、2款総務費の1項総務管理費1,678万1,000円の追加は、制度一般に関する住民などへの一層の周知を図るため、広報経費の増額を行うものであります。

以上で、ただいま御上程いただきました議案についての御説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑瀬幸二） 質疑、討論の通告はありませんので、これから議案第16号を採決します。

議案第16号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第17号・日程第9 議案第18号

○議長（畑瀬幸二） 日程第8及び第9 議案第17号北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第18号平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第2号）、以上2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（瀬川誠） ただいま御上程いただきました議案第17号北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第18号平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

この条例案は、本広域連合において健康診査以外の保健事業を実施できるようにするためのものであります。

国におきましては、長年社会に貢献されてきた高齢者の健康づくりのため、広域連合又は市町村が創意工夫により積極的に取り組む健康相談、レクリエーション、人間ドック等々の実施に必要な経費に対し、特別調整交付金による財政支援を行うことにしたところがあります。こうした状況を踏まえ、本広域連合としては、これら健康増進事業を実施することができるよう、この条例の保健事業について規定する第3条第1項に「その他の必要

な事業」を追加し、これらの事業を広域連合が行う保健事業として位置付けるものであります。

次に、平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

これは、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億6,726万7,000円を追加するものであります。

補正の内容であります。初めに歳入の2款国庫支出金の増額は、去る6月12日に決定されました政府の特別対策に伴い、保険料等の相談体制の整備あるいは健康増進事業の実施につきまして、新たに措置された国の補助金を追加するものでございます。

続いて、歳出の1款後期高齢者医療費、1項総務管理費2,914万円の追加は、ただいま申し上げました相談体制の充実のため、市町村窓口を設置する電算処理システムの端末機購入に要する経費であります。市町村の意向調査を踏まえ、道内52市町村に合計82台の端末機を増設するというものでございまして、これにつきましては広域連合で一括調達をし、各市町村に配置するというようにしております。

次に、4款諸支出金の2項市町村支出金1億3,812万7,000円の追加は、市町村が行う健康増進事業や相談体制整備に要する経費であります。

まず、健康増進事業についてでございますが、これは先ほどの条例改正のところでも申し上げましたが、国の財政支援制度の創設を受けまして、市町村において被保険者の皆様を対象とする健康相談やスポーツ大会等、健康の維持増進を図る事業を独自に実施する場合に、その経費を広域連合から補助するというものでございます。

なお、補正額を見積もるための事前の意向調査も踏まえ、58市町村分1億3,000万円を計上しておりますが、まだ国の正式な補助基準が示されておられませんことから、今後、これが示され次第、正式に各市町村に照会をし、申請を受け付けるということにしております。

また、相談体制の整備についてでございますが、先ほどの端末増設以外で市町村におきまして、相談スペースの確保のための机等の備品類の購入等を行う場合に、その経費を広域連合から補助するものでございます。これについては、意向調査も踏まえ、9市町村分812万7,000円を計上しております。

以上で、ただいま御上程いただきました議案についての御説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑瀬幸二） 議事の途中でありますが、暫時休憩をいたします。

再開は、午後3時5分といたします。

以上です。

午後2時51分休憩

午後3時05分再開

○議長（畑瀬幸二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を続行いたします。

これから、議案第17号及び議案第18号に対する一括質疑を行います。  
通告がありますので、発言を許します。  
細川昭広議員。

○細川昭広議員 議案第17号北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案についてお伺いをいたします。

ただいまの議案説明のとおり広域連合又は市町村が創意工夫により実施する健康増進事業に対し、国において所要の財政措置が講じられることを踏まえ、広域連合において健康診査以外の保健事業も実施するとし、平成20年度において実施予定している事業も対象にしております。保健事業の目的は言うまでもなく、長年社会に貢献をされた高齢者の健康づくりのためであります。保健事業の充実には被保険者の負担増につながります。

そこでお伺いをいたします。健康診査については保険者である広域連合で財源措置をしており、基本的に市町村負担はないわけですが、今回の条例改正に伴い補正予算を計上しておりますが、財源内訳と市町村負担についてお聞かせください。

また、健康づくり事業の評価についても御見解をお伺いをいたします。  
以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。  
事務局長。

○事務局長（瀬川誠） それでは、御答弁申し上げます。

まず一つ目、財源内訳でございますが、この事業につきましては、全額、国からの特別調整交付金を充てることにしております。

また、市町村の負担についてでございますが、基本的に、今のところ補助率は10分の10を想定しているところであります。ただ、今後、国から示されます交付総額などから見まして、場合によっては、一定の限度額を設け、市町村に負担が生じるということも考えられるところではございます。

続きまして、健康づくり事業に対する評価についてでございますが、この事業は即効性はございませんが、これを継続することによりまして、やはり医療費の伸びの適正化につながりますし、ひいては保険料の負担軽減にもつながるものと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 細川議員。

○細川昭広議員 ただいま財源並びに健康づくり事業に対する評価をお聞きしたわけですが、財源につきましては、国の補助10分の10ということでございますけれども、しかしながら、今後国の動向によっては、一定の負担も生じるかもしれないというお話でございましたけれども、いずれにしましても、先ほどお話をしたとおり被保険者の負担増につながらないように健康づくり事業が大事だというふうには思っていますし、また国に

対しても、しっかり支援を言っていかなければならないというふうに思っております。それで、今、将来的に効果があると考えているということでございますし、国への対象事業を要望することが大切だと、私はこのように思っております。広域連合として自主財源を確保して、今回対象とした事業やインフルエンザ予防接種など、後期高齢者が安心をして暮らせる社会環境をなお一層構築に向け取り組むことが必要と考えますが、御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。  
事務局長。

○事務局長（瀬川誠） それでは、御答弁を申し上げます。

国に対する対象事業の拡大等の御要望についてでございますが、今年度、まずは事業の実施状況を見させていただいた上で、実際に実施をされる市町村あるいは運営協議会、そういったところの意見を伺いながら、必要に応じ行っていきたいというふうに考えているところでございます。今回の対象事業につきましては、高齢者の健康維持の増進に関する事業については、いろいろ種々様々なものがあるわけでございますが、そのすべてが網羅されているというふうには、まだ聞いている限りではいっていないようでございまして、私どもとしては、そういったものについてもできる限り進めることで、先ほど申し上げました高齢者の健康保持につながっていくというふうに考えているところでございます。

独自の財源確保というような部分についてでございますが、いろいろ検討はしていきたいとは思いますが、やはり独自の財源ということになりますと、なかなか難しい面もございまして、まずは対象事業につきまして、この国の長寿・健康増進事業の対象事業の拡大につきまして、まずは要望をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 細川議員。

○細川昭広議員 分かりました。自主財源というテーマもございまして、また今回対象とした事業もすべて高齢者の方の健康増進につながるかという、まだまだ多くの先ほどお話をさせていただいたインフルエンザ予防接種なども、各自治体で実施をしているわけでございますし、しっかりと今後の財源確保に向けた、どうしたらできていくかということも含めて、国のほうにもしっかりと要望していただきたいと、お願いをして終わりたいと思います。

以上です。

○議長（畑瀬幸二） 次に、中橋友子議員。

○中橋友子議員 私は、議案第18号の平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計の補正予算について質問を行いたいと思います。

まず、健康保健事業の1億3,000万円につきまして、その内容について質問を行うものであります。

この後期高齢者医療制度が開始されましたことにより、対象外とされておりました健康診査が国民の世論の高まりの中で、ようやく政府がその必要性を認め、予算が提案されたことについては、長年社会に貢献されてこられた高齢者の皆さんの願いにこたえるものであるというふうと考えております。この事業について、これまで全道の市町村はそれぞれ独自に事業に取り組みまして、その内容には違いがございました。そこで、この事業を取り組むに当たって、今までの実態と今後高齢者の健康増進のためにどのように取り組まれているのか、広域連合として押さえられていることについて伺いたいと思います。

まず、一つであります。道内の各市町村におきまして、国の補助事業を活用して、どんな事業展開を行おうとして予定されているのか、お尋ねいたします。

2点目は、とりわけ人間ドックなど新たに24市町村が実施を予定と聞いております。人間ドックなどの検診事業の実施状況においても伺います。

また、今回の補助対象事業は、この人間ドックのほか健康相談など、大きく五つの事業が対象とされております。しかし、具体的にはなかなか見えづらいものがございまして、その点で具体的にどんな事業が対象となっていくのか、お尋ねしたいと思います。

次に、この事業の来年度以降の実施予定であります。今年度は年度途中の国の対策が打ち出されたため、全道58市町村が広域連合のアンケートに対して答える形で積算をし、提出されたとお伺いしております。この広域連合では、来年度以降全市町村での実施を働きかけたいとされておりますが、ただいまも細川議員の質問にございましたが、厚労省の概算要求で、来年度に向けてどのようになっているのか。また、連合として今後どのように国に働きかけを行っていくのか、伺います。

最後であります。健診事業の自己負担について、今年度、道内180の市町村のうち徴収しているのが122市町村、また徴収を行っていないのが58市町村とお聞きしております。これは道の財政支援がかなめとなっておりますので、支援内容についてどのように協議されているのでしょうか、お尋ねするものです。

後期の健診については、少なくとも住民税非課税は負担しないとすることが必要であります。全国の健診事業の自己負担は、青森県、宮城県を始め多くのところで無料化を実施しております。北海道においても住民負担の軽減を行うよう、連合長の積極的な答弁を求めたいと思います。

質問の大きな2点目ではありますが、市町村の相談体制にかかわる補正予算についてお尋ねをいたします。

後期高齢者医療制度に対する住民の不安や制度が理解できないなど、これまでも論じられたところでありますが、スタート以来たくさんの相談が寄せられてきているとお聞きしております。今後もこれらの被保険者の皆さんの疑問に答え、高齢者に寄り添った丁寧な相談活動が大切であると考えます。

それで、まずは、これまで広域連合に各市町村から寄せられた相談件数と内容について伺います。

二つ目は、各市町村は住民からの諸処の相談に追われる毎日を送っています。土日の対応なども余儀なくされる場合も少なくないと聞いております。補正予算では、これらの対



応についてどのように検討されているのか、お伺いいたします。

3点目は、相談活動の中で重視されなければならない課題に、普通徴収の滞納問題があります。被保険者の受給権が奪われかねない、資格証明書の発行につながりかねないという問題であるだけに、今後の相談の在り方と対応には非常に大事なものと考えております。

そこで、1点目は、9月末の特別徴収額は約131億円、収納率で100%であります。逆に普通徴収の収納額は58億円、率では91.3%と聞いております。年金額月額1万5,000円以下の普通徴収者の人数や未収の実態、またその要因や分析、それから対応について、どのように対処してこられたのか、お伺いいたします。

2点目は、資格証の発行であります。これは高齢者の命にかかわる問題であり、これまでも老人保健のときと同じように保険証の無条件交付が一番望まれるということをお願いしてまいりました。国は資格証明書の交付基準を、相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めない悪質な者に適用する、それ以外の方については、従来どおりの適用としています。ところが去る11月の初めに市町村連絡会議、道広域連合が主催して行われたそのときに出された資料を見ますと、連合の基準が、相当な収入以下であっても、意図的に納入しない悪質な滞納者は資格証とすると、道広域連合独自の運用基準を示しておりました。これは国の基準以上の厳しいものと受けとめ、なぜこのような厳しい基準になったのか、お尋ねしたいと思います。

今後、市町村の担当者が住民の相談を受けていく中で、まずは高齢者が不利益を被らないその対応をしていくことが一番大事になってきます。その点では、国よりも厳しい基準というのは、大変大きな問題になってくると考えますので、お伺いするものであります。そもそも高齢者には資格証明書の発行はなじまない、ましてや国の基準以上に厳しくする必要性はないと考えますので、この点では、連合長の見解をお伺いしたいと思います。

以上であります。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（大場脩） 中橋議員の御質問のうち、健診事業に係る北海道の財政支援と自己負担の問題については、私からお答えをし、他の部分については、事務局長からお答えをさせていただきます。

健診事業に係る北海道の財政支援につきましては、平成20年度予算に向けて、私どもから北海道に要望をし、北海道としては広域連合の行う健康診査に対し3,500万円を補助することとして予算が計上されたところでありますが、具体的な補助内容はまだ確定をいたしておりません。早急に詰めてまいりたいと思っているところであります。

また、健診事業の自己負担額につきましては、医療を受けられる場合の一部負担と同様、健康診査の受益者となる受診者に一定程度御負担いただくことを原則としつつ、市町村の特定健診との関係から、各市町村の判断で一部負担を軽減できる取扱いとしているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（畑瀬幸二） 事務局長。

○事務局長（瀬川誠） それでは、私のほうから中橋議員の御質疑の残りの部分につきましてお答えをいたします。

まず、市町村におけます保健事業、健康増進事業の内容でございます。間もなく、長寿・健康増進事業の正式な交付基準が国から示されるだろうというふうに思っております。したがって、示され次第、各市町村にどのような事業をやるのかということ、正式に照会をする予定としているところでございます。

なお、この事業は市町村が今年の7月以降に実施をしている既往の保健事業も対象となるということでございまして、具体的に申し上げますと、各市町村において様々な事業実施しているわけですが、人間ドックですとか、脳ドック、歯科ドック、歯のほうですね、あるいはゲートボール大会ですとか、リハビリ教室ですとか、あるいは健康づくりに関する出前講座など健康増進につながる事業で、ほかの国庫補助事業としてやっていないものであれば対象になるというふうに、今のところは考えているところでございます。

続きまして、人間ドックの実施状況でございます。予算編成の参考として実施をした意向調査結果の数字でございますけれども、20年度、既に今現在人間ドックを75歳以上の方も対象に実施をしている市町村については、21市町村でございます。そのほかに、この長寿・健康増進事業が示されたことにより、人間ドックの実施を検討しようという動きになっているところが三つほどございます。したがって、合わせて24ということになっているところでございます。

続きまして、健康増進事業の国、厚生労働省に対する概算要求と国への働きかけについてでございますが、今聞いている限りでは、厚生労働省においては、21年度についても同様の予算要求を今しているというふうに聞いているところでございます。私ども広域連合としても、この事業は長期にわたって継続して実施していく必要があるというふうに考えておりますので、21年度以降につきましても、必要かつ十分な額を確保するよう要望していきたいというふうに考えているところでございます。

それから続きまして、市町村の相談体制のお話についてでございます。まず、これまでに広域連合や各市町村に寄せられた相談件数とか内容について簡単に申し上げますと、広域連合に寄せられた件数は4月が約5,000件、5月が約900件、6月が1,600件程度ということになってございます。少なくなってまいりました7月からは、ちょっと統計はとってございませんが、おおむね一月100件から200件程度というふうに考えております。

各市町村の相談件数については、広域連合では把握はしておりませんが、北海道、道庁のほうで把握している4月の段階での相談件数については、市町村において約6万2,000件、180市町村トータルで6万2,000件というふうに聞いております。

相談内容でございますが、特に制度開始当初におきましては、制度が複雑で分かりづらいといったものや、従来の制度との違いがよく分からないといったもの、保険料については、計算方法がよく分からないですとか、特に多かったのが、勝手に年金から天引きをされるということに納得がいかないというようなものもございます。

年金支給日には、年金から引き落とされているということについての驚きをもってお電話をしてきたり、あるいは引き落とされていないというようなお問い合わせも逆にございます。それから、国の特別対策が決定された場合には、自分が保険料の軽減の対象になる

のかどうかというようなお問い合わせが非常に多かったと。それから、テレビですとか、新聞などで、そういったマスコミで特集が組まれた場合には、その内容に関してお問い合わせが非常に多いというような状態でございます。

それから、市町村の相談体制に関する予算における対応でございます。さきの7月の臨時議会におきまして、住民説明会あるいは窓口での相談に対応するためのパンフレット作成、郵送代、こういったものに対する国庫補助について8,000万円を計上させていただきました。

また、今回の補正予算においては、窓口のコンピュータ端末の増設あるいは相談スペースの拡張に対する国庫補助として、合わせまして3,726万7,000円を措置させていただいております。

ただ、これら国庫補助につきましては、休日等の勤務手当を含みます人件費、これが補助対象になってございません。したがって、今回の補正予算についても人件費分は措置をさせていただいております。

それから次に、年金額月額1万5,000円以下の普通徴収者ということでございます。10月1日時点の市町村から提供されます収納情報を基に集計をいたしました。市町村によっては、情報提供が若干遅れているところもございますが、総被保険者数62万3,000人のうち年金月1万5,000円以下の普通徴収者は、約7万5,000人いらっしゃいます。ただ、その方々の未収の人数、未納額等については、現時点で系統的にまだ把握することが困難になっているところがございます。ただ、すべての未納総額について申し上げますと、現時点では5億9,874万8,000円ほどございます。

未納の要因について簡単に申し上げますと、まだまだ整理ができておりませんが、考えられるものとしては、年度途中から普通徴収あるいは特別徴収の変更というのが今回起こっているものですから、既に年金から引かれていると勘違いをされていらっしゃる方も相当数いらっしゃるのかなというふうに思っています。それから、移行前の国民健康保険なんかの場合、特に農林漁業に従事されている方など、定期的収入ではない方については、例えば今までも年度末に一括して支払うというような方々が相当数いらっしゃるというふうに聞いておりまして、このようなことで、現段階でのまだお支払いしていないことがあるのかなというふうな推測はさせていただいております。

なお、来年度の収納状況をきちんと把握、対応していく上で、滞納の要因分析、こういったものは必要であると認識しておりまして、年度末の収納状況も踏まえて行ってきたいというふうに考えているところでございます。

それから最後に、資格証明書の交付基準についてのお話でございます。この交付基準につきましては、先ほど中橋議員の御質疑の中で説明されておりましたが、「相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めない悪質な者に適用すると。それ以外の方々については、従来どおりの適用」というような表現がございました。この件の最後のくだりのところの「従来どおりの適用」ということについて、各全国の広域連合で疑義がございまして、国に照会をし、それに基づいて国から通知が来ておりまして、この従来どおりの適用というのは、政令で示されている災害や病気などの特別の事情の有無を判断して適切に運用しなさいというのが、国の見解でございます。したがって、相当な収入以下の方についても、逆に特別の事情に該当しないような場合については、資格証明書の対象者となるこ

ともあり得るとというのが国の今の解釈でございます。私ども広域連合は、この相当な収入につきましては、低所得者の皆様に配慮するため、国の運用例も参考にしながら均等割軽減世帯に属する者としたほかに、独自に所得割軽減の適用を受ける者も含め、原則、資格証明書の適用除外者とさせていただきまして、案としてさきの運営協議会ですとか、市町村連絡調整会議に提案をさせていただいているところでございます。今後、3月末に向けまして、市町村、こういった御意見も聞きながら案を固めていきたいと思っております。なお、原則、資格証明書の適用除外者とさせていただいたのは、やはり再三にわたる督促あるいは催告にも全く応じないという、とりわけ悪質な方に限って資格証明書を交付できる余地を残しているというものでございます。

実は、現在の要綱の交付基準におきましても、私ども国の政令の特別の事情の有無だけではなく、仮に特別の事情がないとしても、実際に納付相談に応じない方あるいは決めた保険料を誠意を持って収めない方、こういった方々に限って適用するという形で、交付対象者を更に絞って限定をさせていただいているところでございます。したがって、本広域連合の今の資格証明書の基準の運用につきましては、国の基準以上に厳しい基準ではないというふうに私どもは今理解しているところでございますので、御理解をお願いします。

なお、資格証明書制度、これは法上設けられているものでございますが、被保険者間の公平性を保つためあるいは納付意識の高揚のために、制度としてはやはり必要なものだろうというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 中橋議員。

○中橋友子議員 それでは、再質問を行わせていただきます。

まず、保健事業にかかわってであります。今もう既に今日は11月21日であります。ただいまのお答えでは、これらの実施事業の補助の詳細については、これから、国のほうからは要するに出てきていないということですね。それで、残る月数は今月を入れましてももう4か月半ということでありまして、市町村にとりましては、予算がつくことについては非常に歓迎することではあるのですけれども、実際にこの残りの期間で実務をやっていくということは非常に厳しいものもありまして、その点での早期の指導といいますか、適切な対処を特に求めるところなのですが、実はこの特別事業が打ち出されたのは、今年の6月でありました。それで広域連合としまして、各市町村に対しまして、8月の頭の時点でこういうことになると、そうした場合に、それぞれの町としてどんな事業を予定するかというようなアンケート、第1の質問でもお尋ねさせていただいたのですけれども、これに答えたところが58と聞いておりますが、実はお答えするまでの期間というのは、締切りが8月12日ということでありまして、4日に出されて12日と、本当にわずかな、土日も挟んでわずかな期間での調査であって、それが積み上がって、結局積算このようにしてきたというようなことを紹介されているのだと思うのですけれども、私はこういうところにも非常に市町村の困難さが現れている。できれば、どこの市町村もきちっと健診事業について出して、そしてこの事業に乗ってやっていきたいというような思いは強くあると思うの

です。しかし、アンケートにすら十分な答える期間が保障されていないというようなところに、この事業の、制度として素晴らしいのですが、事業を運営していくに当たっての難しさがあると思うのですよ。これは連合の責任というふうには思っておりませんが、しかしこの時点での予算でありますから、全市町村に恐らく上限を決められて、それにかかわる事業について漏れなく実施を求めていくというふうになると思うのですが、その点は再確認をさせていただきたいと思います。

それと、健診事業の問題であります。基本的には、医療の1割負担と同じように健診についても道連合としては1割の負担ということで、これまで見直されてきました。そういう中で、この中では58の市町村が1割を町独自で負担をしてそのまま実施をしてきたということであります。道との協議が3,500万円ということでありますから、そうそう健診事業をこれまでも行っている、老健時代も全体の1割程度だというふうに聞いておりました。そうしますと、こういった道の予算の中で、無料で行っていくことも可能になっていくのではないかとというふうに推測をするわけですが、そうであれば、今後、負担なしでの健診の実施ということにもつながっていくのではないかとというふうに思うのですけれども、その点ではいかがでしょうか。

それと、申し訳ありません。前段の質問の第2弾で申し上げたいのですが、今回このアンケートに答えたところ58と申し上げました。それで、こういうところは、既に連合としては、健診業務は義務化しないというふうにしていても、実際に行っていたところですね。それで、4月の時点で義務化になっていなかったからということで、事業を中止した自治体もあると思うのです。ところが、今回こういうふうになって予算がつくと、そこで今年度中の実施というのは非常に難しくなるという背景もあるのではないかと思います。それも含めて、1問目にはお答えを頂きたいというふうに思います。いずれにしても、この事業が次年度において、全市町村漏れなく4月の時点でスタートをすることが望まれるわけですから、概算要求としては提出されているということでもありますので、更なる強力な働きかけを広域連合として、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。

続きまして、2点目の相談体制の問題であります。まず、相談が大変多くて、全道で6万2,000件だったということで、これは先ほど来から他の議員の方の質問もありましたので、内容については避けたいというふうには思いますが、一つ申し上げましたここでの土日の相談を余儀なくされている場合も少なくないということを申し上げました。この点では、残業のことも問題になっておりましたが、市町村の端末機が土日は止まっておりますよね。ですから、余儀ない対応がなかなかできないということなのです。決して残業を勧めるものでもありませんし、そういう立場にもありません。しかし、現実にこれだけ新しい制度が、しかも内容の複雑なものができますと、職員の方は現実としては土曜・日曜も対応されている実態がございます。ところが、端末機は止まっているというようなことがありまして、道としてそういうところは善処できないのかと、そのことがひいては被保険者の方たちの安心性にもつながっていくことではないかというふうに思いまして、お尋ねしたところですよ。いかがでしょうか。

それと、資格証明書の問題であります。この制度がスタートしたときの規定の中に、1年間未納すると資格証明書の発行になるということが示されておりました。それで、この今の補正予算のこの相談体制の中で、改めてこのことを質問させていただいたのは、この

問題が今もう11月の半ばでありますから、このまま経過していつてしまつて滞納の状況が収納率では91.3ですか、ですから8.6パーセントの方たちが納めていない。状況によっては、この方たちが来年は健康保険証、後期高齢者の医療保険もらえない状況になり兼ねないのではないかとというようなこともありまして、今からやはり手立てをとっていただきたいという思いでお尋ねをしたわけです。

それで、事務局長さんのお答えの中で、確かに国の基準と道とは考え方として変わるものではないのだと、問い合わせもしてきちつとやったのだということでもありますけれども、例えば今局長さんがお答えになられた北海道の基準、これは相当な収入のそのところに、道といたしましては、一つには均等割世帯、これは所得割がかかっていないというふうに私たち見るわけですが、均等割世帯、そしてさらにその所得割軽減という世帯も対象とするというふうになりますと、所得割がかかる世帯というふうになると、国はここを入れていないわけですから、その分引き上がるのではないかと、基準が厳しくなるのではないかと、いうふうに押さえるわけですが、違いますか。それで、やはり同じなのだと言いながら、こういう表現で変わってきますと、結果としてはやはり違うものというふうに受けとめまして、現実には厳しくなってしまうというふうに考えるわけです。ですから、資格証明書を発行させないという、度々国が決めたのだけれども、現実としてはそうならないように、前回の議会でも市町村が相談を行っている限りは、それは資格証の発行につながるように臨むというようなことをこちらでもお答えいただいておりますので、その流れでいくのだらうというふうには思うのですけれども、しかしこういった文章の中で、所得割軽減の適用を受けている人なども入れますと。そして、国の基準は、相当な収入があるにもかかわらず、つまり相当な収入以上の人は対象だよというふうになっているのですけれども、例の連絡会議の文章では、相当な収入以上ではなく、以下というふうになっているのですよね。そうすると、やはり厳しくなるというふうに思うのですが、再度お答えをお願いしたいと思います。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。  
事務局長。

○事務局長（瀬川誠） 御答弁申し上げます。

まず1点目、健康増進事業についてでございます。確かに、平成20年度につきましては、もう雪も降ってまいりまして、あと下半期わずかな時間ということで、実際問題、すべての市町村180の市町村すべてでこういった事業を実施していただくのは、体制を作り企画をするというようなことからいっても、難しいだらうというふうに思っておりまして、現実今年7月から既にやっている各市町村で行っていらっしゃるもので対象に該当するものについては、私どものこの補助について充てさせていただくというような運用をせざるを得ないかなというふうに考えているところでございます。基本的に補助率10分の10で考えておりますが、対象事業すべてが高齢者の健康増進につながるという広い範囲のものでございますが、考えられているものすべてが対象事業になるわけではないだらうというふうに、今、国のほうから話している限りは感触を持っておりますので、仮に対象事業になった場合については、10分の10でできるだけ市町村のほうに補助をさせていただくよう

な形で考えさせていただきたいというふうに考えております。

それから次に、健康診査の自己負担のお話でございますが、私ども想定でございますが、この健康診査につきましては、市町村におきます国民健康保険の特定健康診査の枠組みを活用していただき、これと一体となって私どもの健康診査、その市町村ごとに実施していただくということを想定をして、こういう制度を作らせていただいたものでございます。したがって、その自己負担につきましても、個々の市町村の特定健康診査との均衡を考慮して、徴収の有無について御判断をいただくというのが適切ではないかというふうに考えているところでございます。この場合、市町村の多くが国民健康保険の特定健康診査について自己負担を徴収しているというような状況を見させていただいたところから、私どもについては、基本的には自己負担を徴収するという原則によりながら、市町村の御判断で徴収しなくてもいいというような枠組みを作らせていただいたものでございますので、御理解をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、相談体制、土日について端末機が止まるというようなことでございますが、先ほども若干申し上げたのですが、システムに関しましては、毎週のようにいわゆるバージョンアップといいますか、システムの変更みたいものが来まして、土日ごとに私どもメンテナンスをしているというようなこともございまして、すべての土日についてオンライン開放というのは、現実的には今の標準システムの稼働状況から見て難しいかなというふうに思っておりますが、一時期、ある特定の土日についてやるというような、そういった検討はちょっとかけたいと思います。それから、夜間については、午後9時まで週2回延長させて今いただいているというところでございます。

それから、資格証明書のお話でございますが、国のほうの一つの想定として均等割がかからない方については原則交付対象としないというふうに、まず国のほうでは一案みたいなものが来たわけでございますが、私どもは、均等割がかからない、軽減されているだけではなくて、所得割を軽減されている人についても原則交付対象としないということでございますので、私どものほうが交付対象にしない方をより広げているというふうにお考えいただければいいと思います。国のほうの交付対象者のほうが、交付対象にしない範囲が国のほうが狭いと考えていただいたとほうがよろしいかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 中橋議員。

○中橋友子議員 健診事業の1割の負担のことについてであります。この4月まで各市町村の状況を調査させていただきましたところ、人口の割合では8割の道民の方といいますか、75歳以上の方たちが当然対象になるのですが、8割の方たちの健康診査が無料で行われていたという実態がありました。この制度によって、いろいろ国民健康保険事業との兼ね合い、それをいろんな事業を活用して、いかにそういうものを有効に生かすかという視点というのは、私も大事だとは思いますが、しかし現実にはこの制度スタートすることによって、8割あった健診の無料だったところが、実際には先ほど言ったような数字に落ちてしまったということになれば、やはりこの制度によって、またお年寄りの方たちの負担が増えたのだなということを率直に思うわけです。ですから、精神としては、基準を作られ

でそれでスタートしたわけですから、それ以上という思いもあってお答えになられているのだらうとは思いますが、やはり健診というのは入り口、病に至る前の大事なことでありまして、そしてこの後期高齢者医療制度を作るときに、本当に冷たいなというふうに思ったのは、健診を義務化しないというふうにされてしまいましたよね。何で義務化しないのだと。もうお年寄りの方は、そんなの受けなくてもいいのかというような、私なんかは怒りを感じたところなのですけれども、今後の制度運用の中で、そういうことも救おうというふうに考えれば、実際に青森とか宮城のように、連合としては取らないぞというところもあるわけですから、私は頑張っていたきたいというふうに思うわけですが、どうでしょうか。

それと、資格証明書の発行につきましては、道のほうが基準は厳しくないのだということをおっしゃられて、現実にはそうでありたいというふうに思います。実際に、対象外とする、資格証明書を発行しない相手が広がるのが大事なのですけれども、しかしここで言えば、例えば均等割世帯というふうになりますと、ちょっと細かいお話になってしまうのですが、単身世帯では203万円ですとか、御夫婦世帯では238万円とかという基準がございますね。これ以上の人たちをいわば相当な収入といいますか、この金額を収入のランクとして押さえるわけですが、そこに所得割のほうも道が含まれるということになると、どういふふうになってくるのでしょうか。これ下がりますか、どうでしょうか。お伺いしたいと思います。要は、来年の4月以降に、保険証が渡らないなんていうことにならないような確たる姿勢で臨んでいただきたいということをつけ加えて、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（畑瀬幸二） 事務局長。

○事務局長（瀬川誠） 健診の関係につきましては、私ども平成20年度から今までの健診のスタイル、いわゆる基本健康診査、そういった基本健康診査という老健法に基づくものが廃止になって、そして新たに特定健康診査制度、それから私どもの健康診査というものが出来上がったと。その出来上がった際の、国民健康保険の特定健康診査に対する市町村の取扱いとの均衡というものを考慮して、私どももそれと一体となってやっていただくという形から、今のような取扱いを原則とさせていただいておりますので、御理解をいただければというふうに思っているところでございます。

それから、資格証のお話でございますが、例えばちょっと数字は私何とも言えないのですが、均等割の軽減世帯、単身者ですと約203万円以下の方について原則交付しないというふうになります。これに所得割の方の基準を入れることによって、例えば250万円以下の方について原則交付しないということになるわけでございますので、原則交付をしない範囲は、国よりも広がるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） これで質疑を終わります。

討論の通告はありませんので、これから議案第17号及び議案第18号を一括採決します。

議案第17号及び議案第18号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

○議長(畑瀬幸二) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号及び議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 選挙第1号

○議長(畑瀬幸二) 日程第10 選挙第1号選挙管理委員の選挙を議題とします。

去る10月9日付けで、選挙管理委員会委員長から議会に対し、越智健一委員が本定例会前日をもって退職するので、選挙管理委員の選挙を行うべき事由が生じた旨の通知を受けました。

よって、選挙管理委員1名の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思いません。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(畑瀬幸二) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

選挙管理委員は、議長が指名することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(畑瀬幸二) 異議なしと認めます。

したがって、選挙管理委員は議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に、上瀬戸正則さんを指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を、選挙管理委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(畑瀬幸二) 異議なしと認めます。

したがって、上瀬戸正則さんが選挙管理委員に当選されました。

なお、当選人に対しては、会議規則第32条第2項の規定に基づき、当職より通知することとします。

◎日程第11 議案第19号

○議長（畑瀬幸二） 日程第11 議案第19号北海道後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則案を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤原勝子議員。

○藤原勝子議員 議案第19号北海道後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

会議規則の第158条で引用しておりました地方自治法第100条第12項が、去る9月1日に施行されました同法の一部改正に伴い、同条第13項に移動したことによる改正でございます。

引用している条項は、議員の派遣に関するもので、内容に変更はございません。

なお、新たに挿入された第100条第12項は、「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」というもので、例えば、全員協議会なども正規な議会活動として費用弁償や公務災害補償の対象となり得るという改正でございます。

これに関する会議規則の改正の可否につきましては、今後、議会運営委員会で協議する予定となっております、今回の改正には含んでおりません。

提案理由は以上でございます。

よろしく御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（畑瀬幸二） 質疑、討論の通告はありませんので、これから議案第19号を採決します。

議案第19号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議会運営委員会所管事務調査について

○議長（畑瀬幸二） 日程第12 議会運営委員会所管事務調査についてを議題とします。

お諮りします。

閉会中における議会運営委員会所管事務調査について、委員長より次期議会の会期等運営についてを調査したいので、承認されたい旨の申出がありました。

そのとおり付議することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

◎閉会宣告

○議長（畑瀬幸二） 本定例会に付議されました案件は、すべて議了しました。

平成20年第2回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会は、これをもって閉会いたします。

午後3時57分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 畑 瀬 幸 二

署名議員 佐 古 一 夫

署名議員 山 田 勝 磨